

(別紙)あて

国土交通省航空局長
蝦名 邦晴

客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する
飲酒に関する管理の強化等の指示について

定期航空運送事業者の運航乗務員が乗務予定の前日に過度な飲酒に起因して運航便を遅延させる事案が連続して発生したことを踏まえ、平成 30 年 11 月 1 日に「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(国官参事第 800 号)を発出して航空機の運航の安全に携わる者に対して飲酒に関する航空法等の遵守の徹底と講じた措置の報告を求めたところである。

このような状況のなか、同年 12 月 17 日に日本航空株式会社において客室乗務員が機内でアルコール検査を実施して制限値を超える数値が検出された事案が発生し、同社に対して詳細な調査を行いより効果的な再発防止策を 12 月 25 日までに報告するよう指示しているところである。

運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者が、飲酒の影響を受けて各業務を行った場合には、航空機の運航の安全性に大きな影響を及ぼしかねないため、航空法等において、航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者及び整備従事者は、酒精飲料等の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならないとされている。

今般、同様事案を防止するため、客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する飲酒に関する管理の強化、アルコール教育の徹底等の更なる追加対策を行うとともに、講じた措置及び講じることとしている措置について平成 31 年 1 月 11 日までに文書にて報告されたい。

以上

(別紙)

日本航空株式会社

代表取締役社長執行役員 赤坂 祐二 あて

日本トランスオーシャン航空株式会社

代表取締役社長 丸川 潔 あて

全日本空輸株式会社

代表取締役社長 平子 裕志 あて

株式会社エアー・ジャパン

代表取締役社長 井戸川 眞 あて

ANA ウイングス株式会社

代表取締役社長 泉 弘毅 あて

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 大鹿 仁史 あて

スカイマーク株式会社

代表取締役社長 市江 正彦 あて

株式会社AIRDO

代表取締役社長 谷 寧久 あて

株式会社ソラシドエア

代表取締役社長 高橋 宏輔 あて

株式会社スターフライヤー

代表取締役社長執行役員 松石 禎己 あて

Peach Aviation 株式会社

代表取締役 CEO 井上 慎一 あて

バニラ・エア株式会社

代表取締役社長 井上 慎一 あて

ジェットスター・ジャパン株式会社

代表取締役社長 片岡 優 あて

春秋航空日本株式会社

代表取締役 榎原 利幸 あて

エアアジア・ジャパン株式会社

取締役社長 Jenny Mayuko Wakana あて

東京航空局長 あて
大阪航空局長 あて

国土交通省航空局長

客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する
飲酒に関する管理の強化等の指示について

定期航空運送事業者の運航乗務員が乗務予定の前日に過度な飲酒に起因して運航便を遅延させる事案が連続して発生したことを踏まえ、平成 30 年 11 月 1 日に「飲酒に関する航空法等の遵守の徹底について」(国官参事第 800 号)を発出して航空機の運航の安全に携わる者に対して飲酒に関する航空法等の遵守の徹底と講じた措置の報告を求めたところである。

このような状況のなか、同年 12 月 17 日に日本航空株式会社において客室乗務員が機内でアルコール検査を実施して制限値を超える数値が検出された事案が発生し、同社に対して詳細な調査を行いより効果的な再発防止策を 12 月 25 日までに報告するよう指示しているところである。

運航乗務員をはじめとした航空機の運航の安全に携わる者が、飲酒の影響を受けて各業務を行った場合には、航空機の運航の安全性に大きな影響を及ぼしかねないため、航空法等において、航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者及び整備従事者は、酒精飲料等の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならないとされている。

今般、同様事案を防止するため、貴局の所管する定期航空運送事業者に対して客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する飲酒に関する管理の強化、アルコール教育の徹底等の更なる追加対策を行うとともに、講じた措置及び講じることとしている措置について平成 31 年 1 月 11 日までに文書にて報告するよう指示されたい。

以上